

緊急開催

経営者・人事担当の皆様

高年齢者雇用安定法・労働契約法の改正と実務対応セミナー

～高年齢者雇用安定法・労働契約法への対応は万全ですか？～

高年齢者雇用安定法・労働契約法が改正され平成 25 年 4 月 1 日から施行されます。今回の改正により、労働者を雇用しているすべての事業主は改正に伴った対応をとらなくてはなりません。

では、事業所としてどのような対応が必要なのでしょう。

その解決策をどう考えていくか、これからの年金制度の行方も含み、本セミナーにおいて、社会保険労務士がわかりやすくご説明致します。

是非ご参加下さいますようご案内致します。

セミナー内容のポイント！

◆労働契約法改正のポイント

■法改正の要点

- ① 無期労働契約への転換
- ② 雇止め法理の法定化
- ③ 不合理な労働条件の禁止

■5年超え契約社員に、具体的にどのように対応すべきか

■会社としての具体的対応方法のポイント（契約社員制度・就業規則・その他）

◆高年齢者雇用安定法改正のポイント

■法改正の要点（継続雇用制度の対象者を限定できるしくみの廃止など）

■60歳以上の従業員に、会社としてどのように対応すべきか

■会社としての具体的対応方法のポイント（継続雇用制度・就業規則・賃金の決定等）

セミナー開催日時と場所

◆ 日 時 平成 25 年 3 月 15 日（金） 13 時 30 分から 16 時 30 分

◆ 場 所 徳島県立中央テクノスクール ろうきんホール
徳島市南末広町 23-64

◆ 受講料 **無料**

◆ 講 師 古里健一（特定社会保険労務士）
玄番芳江（特定社会保険労務士）

◆ 主 催 徳島県社会保険労務士会/徳島県商工労働部

（連絡/問合せ先：徳島県社会保険労務士会 Tel 088-654-7777）

➡ **お申込み方法：裏面の申込み用紙に必要事項をご記入の上ファックスしてください。**

高齢者雇用安定法・労働契約法の改正と実務対応セミナー 申込書

3月15日（金）13時30分から16時30分

徳島県立中央テクノスクール ろうきんホール

| | | | |
|--------|--|-----|--|
| 事業所名 | | | |
| 所在地 | | | |
| TEL | | FAX | |
| E-mail | | | |

| 参加者氏名（フリガナ） | 所属・役職名 |
|-------------|--------|
| 1. | |
| 2. | |
| 3. | |
| 合計 | 人 |

※本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、主催者からの各種連絡・情報提供のため以外には利用いたしません。

※ 申込み締切日 3月8日

<送信先>

FAX : 088-654-7780



■交通案内■

徳島市営バス

- 東部循環バス(左回り・右回り)
総合土木庁舎前下車
徒歩約3分

- 沖洲・南海フェリー、中央市場行き
徳島市末広四丁目下車
徒歩約15分

※ P駐車場あり